

箕面市英語指導助手短期仮住宅借上事業 仕様書

1 件名

箕面市英語指導助手短期仮住宅借上事業

2 目的

国の外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を活用して本市が採用し、市立小中学校に配属する英語指導助手（以下「JET-ALT」という。）が、市が別途用意する住居に転居するまでの間の仮住居について、市内の民間住宅を借り上げるものである。

3 借り上げ室数

ワンルーム 5 室（5 名分）

4 借り上げ期間

① 3 室・・・平成 29 年 8 月 2 日から平成 29 年 8 月 19 日

② 2 室・・・平成 29 年 8 月 2 日から平成 29 年 9 月 9 日

※入居者の入居日は、借り上げ期間開始日である。

5 借り上げ物件の仕様

①所在地は、箕面市内で、国道 171 号線沿いのバス停から標準的な徒歩ルートで 1.5km 圏内にあること。

②借り上げる住戸の単位は、同一建物において「4 借り上げ期間」に定める借り上げ期間ごとの室数（① 3 室、② 2 室）とする。

③建築基準法第 7 条第 5 項に定める検査済証を取得した住宅であること。ただし、検査済証がない場合は、別紙「既存建築物調査報告書」を競争入札参加資格確認において提出すること。

④入居者が、借り上げ期間中（入居日から退去日まで）に電気、ガス、水道が利用できるよう契約者（入札者）において手続きすること。

⑤同一敷地内に入居者のための自転車駐輪場、ゴミ置き場があること。

⑥間取りは、1 K、1 DK 以上とする。

⑦居室（洋室 4 畳以上。台所を除く）、台所、玄関、洋式トイレ、浴室、洗面所があること。（洋式トイレ、浴室、洗面所はユニットも可とする。）

⑧居室には、エアコンが設置されていること。

⑨台所には、流し、給湯設備、調理台、調理設備（ガスコンロ等）があること。

⑩浴室に給湯できる設備、シャワーがあること。

⑪必要な箇所に照明設備があること。

⑫冷蔵庫または冷蔵冷凍庫、洗濯機（共用可）、電子レンジ、ベッド、寝具一式があるこ

と。

⑬住宅用火災警報器が設置されていること。

⑭公共水道・下水道に接続していること

⑮入札に参加する者は、当該物件の所有権または転貸する権利を有していること。

6 入居者

- ・JET プログラムを活用して本市が採用する JET-ALT 5 名。外国籍で、入居 3 日前に来日した者である。

7 借り上げ対象経費

- ・借り上げ対象経費は、家賃、電気・ガス・水道の利用料金、手数料、火災保険料等の借り上げに係る全ての経費を含む。

8 本市が予定する借り上げ物件の運用方法

- ・市は、入札後資格確認型一般競争入札により契約者（入札者）を 1 者選定する。
- ・市と受注者の間で転貸目的の賃貸借契約を締結して借り上げ、市と入居者との間で賃貸借契約を締結して転貸する。賃貸借契約は、物件（居室）ごとに締結する。
- ・普通賃貸借契約書は国土交通省の「賃貸住宅標準契約書」（改訂版）に準ずる。

9 その他

- ・賃料は、当月分を毎月月末までに支払うものとし、具体的な期日は市と受注者間で協議のうえ決定する。
- ・建築基準法、消防法、箕面市まちづくり推進条例等関係法令に基づき、適切な維持管理を行うこと。
- ・この仕様書に記載の無い事項については、市と受注者間で協議のうえ決定する。